

CASBEE の登録商標の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下、「当財団」という。）に係る「建築環境総合性能評価システム CASBEE」に関する商標（以下、「商標」という。）の使用の許諾について、必要な事項を定めるものとする。

(商標)

第2条 前条に規定する商標は、当財団の所有する商標権に係る次に掲げる商標登録を示すものとし、当該登録商標の態様は、別紙のとおりとする。

- (1) 商標登録番号 第 4679708 号
- (2) 商標登録番号 第 4702929 号
- (3) 商標登録番号 第 4702930 号
- (4) 商標登録番号 第 5142301 号
- (5) 商標登録番号 第 5142345 号

(申請及び許諾)

第2条 商標使用の許諾を得ようとする者（以下、「申請者」という。）は、「CASBEE 商標使用許諾申請書（様式第1号。以下、「申請書」という。）」を、当財団の理事長に提出し、「CASBEE 商標使用許諾書（様式第2号。以下「使用許諾書」という。）」の交付を受けなければならない。

2 前項の申請書には、商標を使用する著作物、商品、サービス等が確認できる資料（以下、「資料」という。）を添付しなければならない。

(使用許諾の変更)

第3条 登録商標の使用許諾を受けた者（以下、「許諾使用者」という。）は、使用許諾を受けた事項に変更を生じるときは、「CASBEE 登録商標使用許諾変更申請書（様式第3号）」に使用許諾書を添付して、理事長に提出し、改めて使用許諾書の交付を受けなければならない。

(基準)

第4条 理事長は、第2条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る資料について、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) CASBEE の普及促進に寄与するものであること。
- (2) 第三者に誤解を与える表現でなく、特に、第三者に商品の品質又はサービスの質の誤認を与えるものでないこと。
- (3) 特定の企業、団体等の利益を追求するものでないこと。
- (4) 身体・財産等に危害を及ぼすものでないこと。
- (5) 犯罪に使用されるおそれがないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。

2 理事長は、申請者が長期間（1年以内の短期間使用を除く。）に渡り商品・サービス、カタログ

グ、パンフレット、ホームページ等に商標を使用する場合には、一般社団法人日本サステナブル建築協会への参加を使用許諾の条件として、審査をするものとする。

(使用態様)

第5条 許諾使用者は、商標を使用するに際し、いかなる媒体においても、商標シンボル(®又は(R))を付記しなければならない。ただし、代表する表記部分のみに商標シンボルを付記し、その他の部分についての付記を省略することができるものとする。

2 許諾使用者は、商標を使用するに際し、商標が当財団に係る登録商標である旨、及び、当財団の使用許諾に基づき使用している旨を明記しなければならない。

3 許諾使用者は、商標を使用するに際し、増減・修正等の改変を加え、使用してはならない。

4 許諾使用者は、商標を使用するに際し、当財団に係る「建築環境総合性能評価システムCASBEE」と、無関係の著作物・商品・サービス等について使用してはならない。

5 許諾使用者は、商標を使用するに際し、当財団の登録商標を、一般名称化(希釈化)する態様で使用してはならない。

(取消等)

第6条 理事長は、許諾使用者が、第4条に規定する基準又は前条に規定する商標の使用態様に反していると認められるときは、期間を指定して改善を求め、改善に応じないときは、当該許諾の取消をすることができる。

2 前項により使用許諾を取り消された者による以後の商標の使用は、商標権を侵害する行為とする。

(遵守事項)

第7条 許諾使用者は、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係法規を遵守すること。

(2) 許諾使用者は、登録商標を付した著作物・商品・サービス等により、第三者に品質・質の誤認を与え又は損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、当財団に迷惑を及ぼさないよう処理すること。

(3) 許諾使用者は、当財団から要請がある場合は、登録商標の使用実態を報告し、又は使用著作物等を提出すること。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

改正 平成22年4月23日

(様式第1号)

財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理事長 殿

申請者氏名 _____ 印
住 所 _____

CASBEE 商標使用許諾申請書

貴財団が所有するCASBEEに関する商標について、下記の通り使用したく思いますので、御承認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 使用先 (媒体名、タイトル等)

『

』

2. 使用目的

3. 使用を希望する商標の種類 (別紙参照)

商標登録番号 第 _____ 号 (複数ある場合には、全て記載すること)

4. 使用期間

_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

5. 本件に関わる担当者氏名、連絡先

会社・団体名 :

氏 名 :

電話番号・FAX 番号 :

電子メールアドレス :

6. 確認用資料 (別途添付のこと)

※実際の使用イメージ等が確認できる資料を添付して下さい。

以 上

(様式第2号)

(番号)
(年月日)

殿

財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理事長

C A S B E E 商標使用許諾書

平成〇年〇月〇日付（〇第〇号付）で御依頼のあった標記の件について、下記条件により承諾いたします。

記

- ・(条件文記載)

以 上

(本件に関する連絡先)

財団法人 建築環境・省エネルギー機構 建築研究部
TEL 03-3222-6693 FAX 03-3222-6696

(様式第3号)

財団法人 建築環境・省エネルギー機構
理 事 長 殿

申請者氏名 _____ 印
住 所 _____

C A S B E E 登録商標使用許諾変更申請書

貴財団が所有するCASBEEに関する商標について、使用許諾を受けた内容を下記の通り変更したいと思いますので、御承認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1. 変更事由
2. 変更内容（許諾内容から変更が発生する内容のみ記載して下さい）
3. 本件に関わる担当者氏名、連絡先
会社・団体名：
氏 名：
電話番号・FAX 番号：
電子メールアドレス：
4. 確認用資料（別途添付のこと）
※変更後の使用イメージ等が確認できる資料を添付して下さい。

以 上

(別紙)

財団法人建築環境・省エネルギー機構が保有する CASBEE に関する登録商標

(1) 商標登録番号 第 4679708 号

$$\text{建築物環境性能効率} = \frac{\text{建築物環境品質・性能}}{\text{建築物環境負荷}}$$

$$\text{Building Environmental Efficiency} = \frac{\text{Building Environmental Quality \& Performance}}{\text{Building Environmental Load}}$$

(2) 商標登録番号 第 4702929 号

建築物総合環境性能評価システム

The Comprehensive Assessment System for Building Environmental Efficiency

[kʌsbiː]

CASBEE

(3) 商標登録番号 第 4702930 号

建築物環境性能効率

Building Environmental Efficiency

[biːi:i]

BEE

(4) 商標登録番号 第 5142301 号

The logo consists of the word "CASBEE" in a bold, green, sans-serif font.

(5) 商標登録番号 第 5142345 号

The logo features the word "CASBEE" in green, with a red brushstroke graphic on the left side that curves around the letter 'C'.